

平成25年 給与勧告の仕組みと本年の報告のポイント

平成25年9月 川崎市人事委員会

目 次

① 給与勧告の対象職員	1
② 給与勧告の流れ	2
③ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)	3
④ 本年の報告のポイント	4
⑤ 民間給与との較差	5
⑥ 民間の特別給与との較差	6
⑦ 最近の給与勧告の実施状況(行政職(1)関係)	..	7

① 給与勧告の対象職員

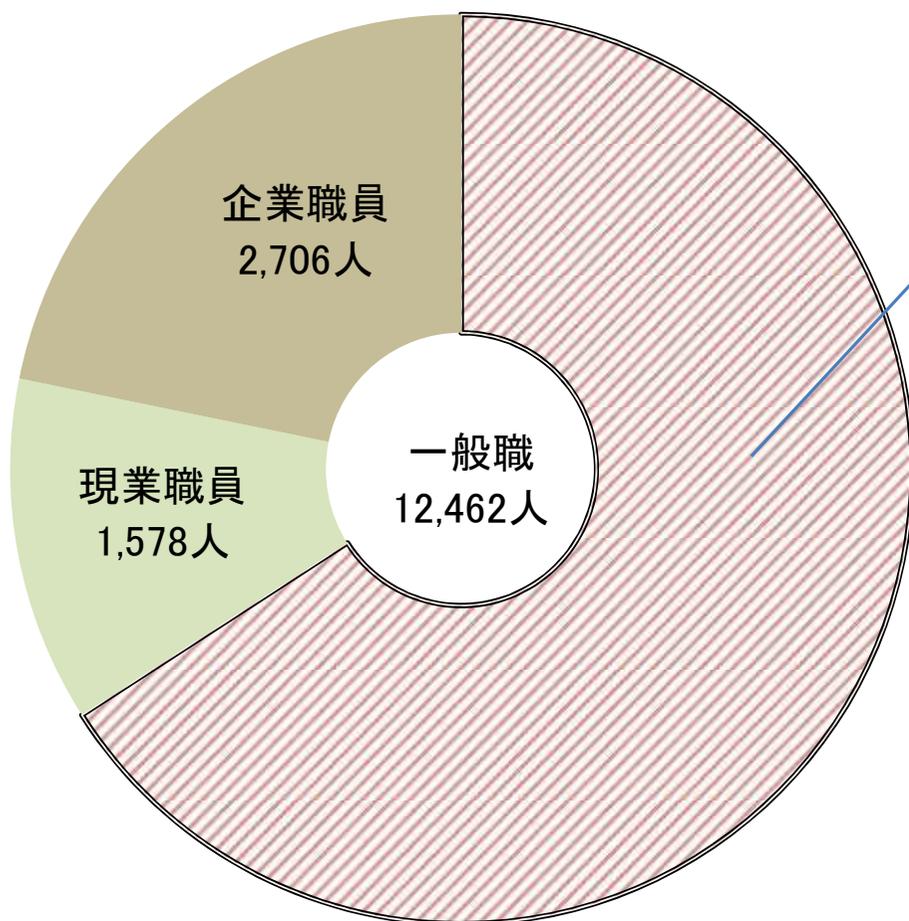
川崎市人事委員会の給与勧告の対象となるのは、一般職の川崎市職員12,462人のうち、「川崎市職員の給与に関する条例」の適用を受ける非現業職員8,178人です。

企業職員及び現業職員は、職務の内容が民間の同種の事業に類似していることから、その勤務条件の決定方式について、他の地方公務員とは異なります。これらの職員は、団体協約締結権を含む団体交渉権が認められており、労使交渉によって給与が決定しています。

給与勧告対象

非現業職員

8,178人



・給料表別勧告対象職員数(平成25年4月1日時点)
非現業職員

給料表	職員数	職員の例
行政職(1)	5,895	一般の行政職員
医療職(1)	26	医師
医療職(2)	487	看護師、獣医師
大学教育職	29	教授
高等学校教育職	361	高校教諭
消防職	1,380	消防士
合計	8,178	

・勧告非対象職員
現業職員

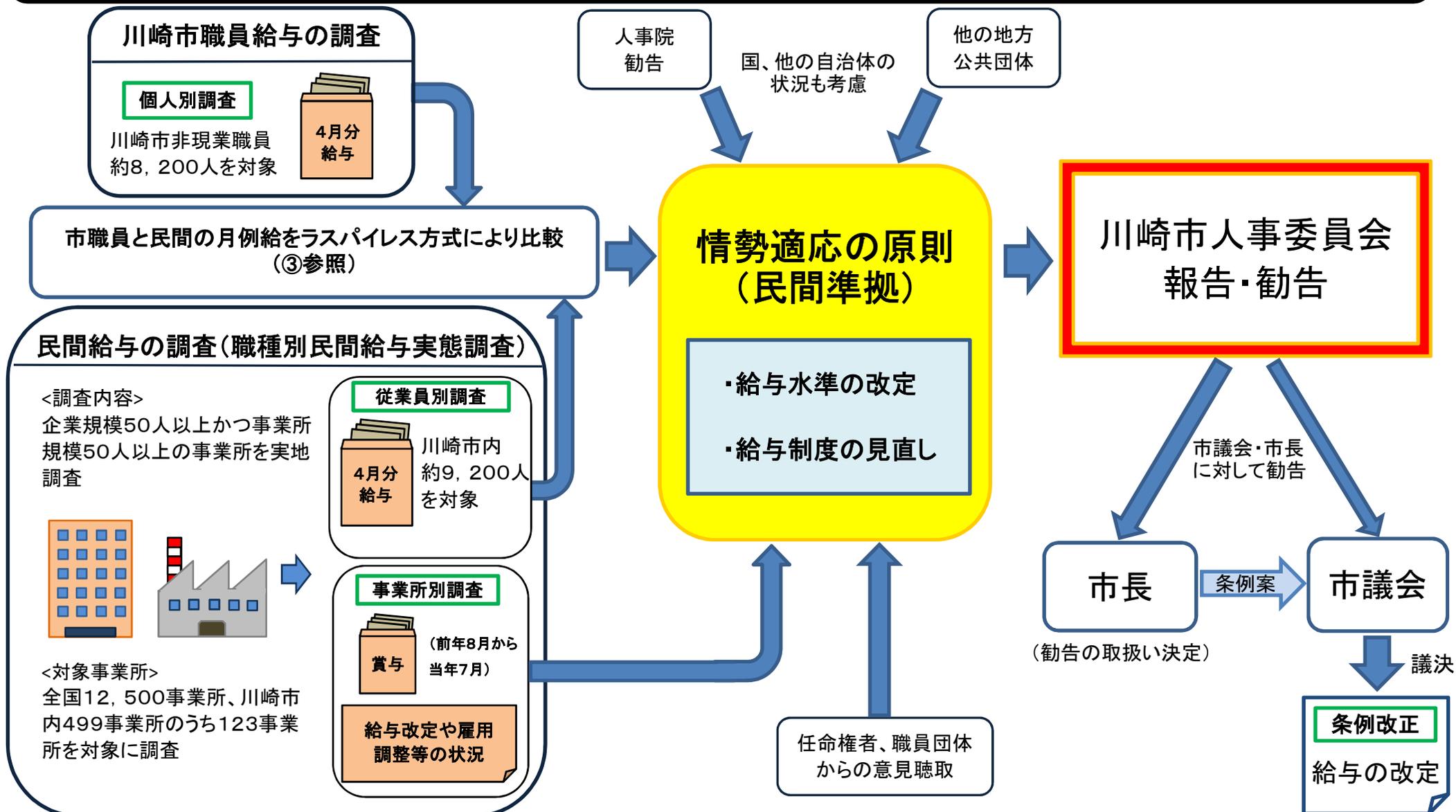
給料表	職員数	職員の例
行政職(2)	1,578	ごみ処理作業員

企業職員

給料表	職員数	職員の例
上下水道企業職(1)・(2)	1,017	上下水道事業職員
交通企業職(1)~(3)	506	市営バスの運転手
病院企業職(1)~(4)	1,183	市立病院の医師
合計	2,706	

② 給与勧告の流れ

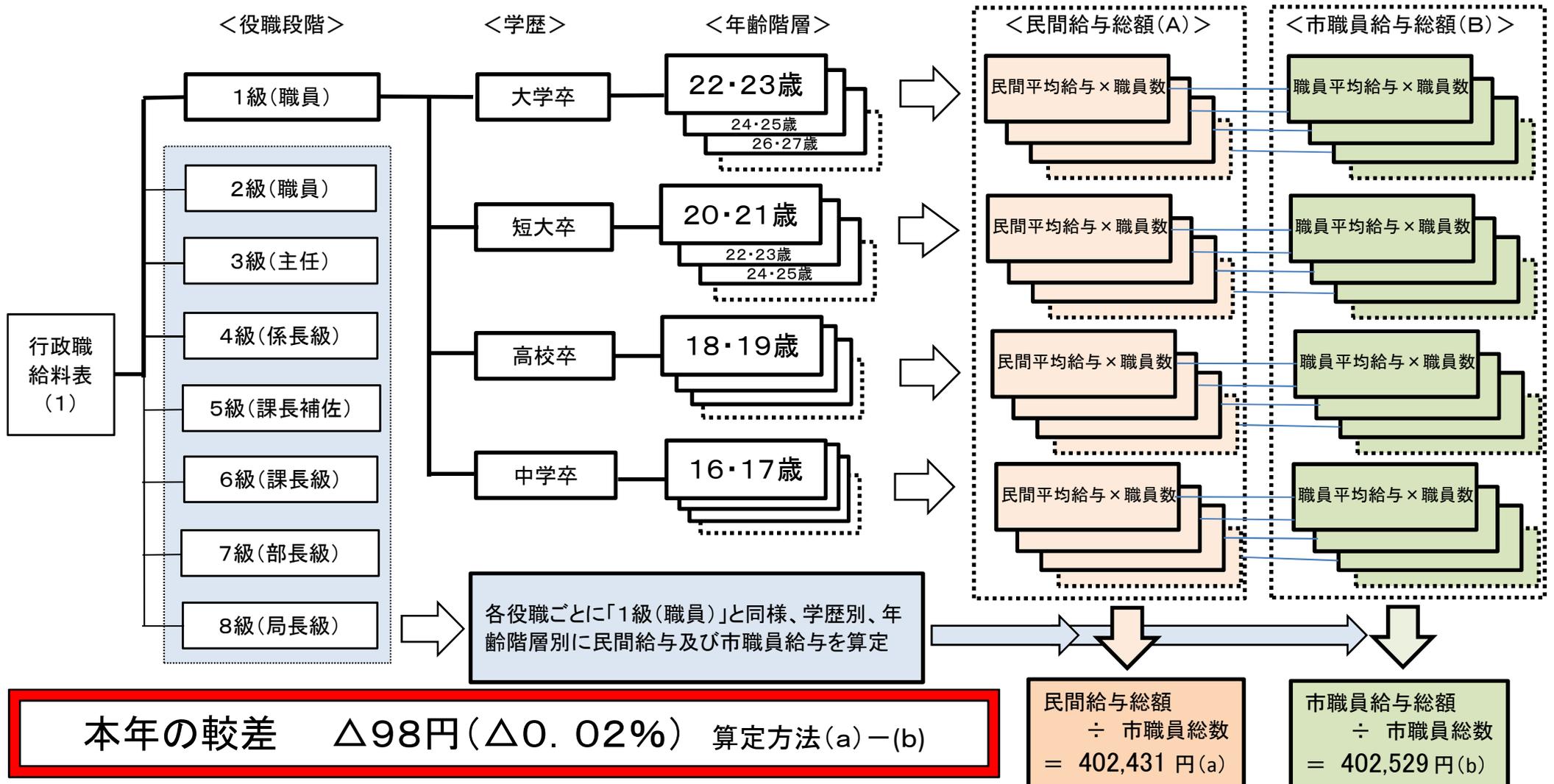
人事委員会では、例年、市職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。
また、期末・勤勉手当についても、民間の特別給(ボーナス)の前年8月から当年7月までの支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に市職員の期末・勤勉手当の年間平均支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



③ 民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)

民間給与と市職員給与を比較するにあたって、それぞれの平均給与額で単純に比較を行うと、役職段階、学歴、年齢構成が異なることから、精密な比較をすることができません。このため、民間給与との比較方法としてラスパイレス方式を採用しています。

具体的には、①役職段階、②学歴、③年齢階層別の市職員の平均給与と同条件の民間の平均給与のそれぞれに市職員数を乗じた総数を算出し、両者の水準を比較します。



④ 本年の報告のポイント

1 民間給与との比較

月例給

川崎市職員給与については、4月時点で、民間給与を **98円(0.02%)** 上回っているものの、おおむね均衡していることが判明した。

較差が極めて小さいことから、改定は行わないこととする。

民間給与(A)	市職員の給与(B) (平均年齢 41.1歳)	較差(A)-(B) ((A-B)÷B×100)
402,431円	402,529円	△98円 (△0.02%)

期末・勤勉手当

期末・勤勉手当については、民間事業所の特別給(ボーナス)の支給割合 **(3.97月分)** が、川崎市職員の期末・勤勉手当の支給月数 **(3.95月分)** とおおむね均衡していることが判明した。

このことから、期末・勤勉手当の支給月数の改定は行わないこととする。

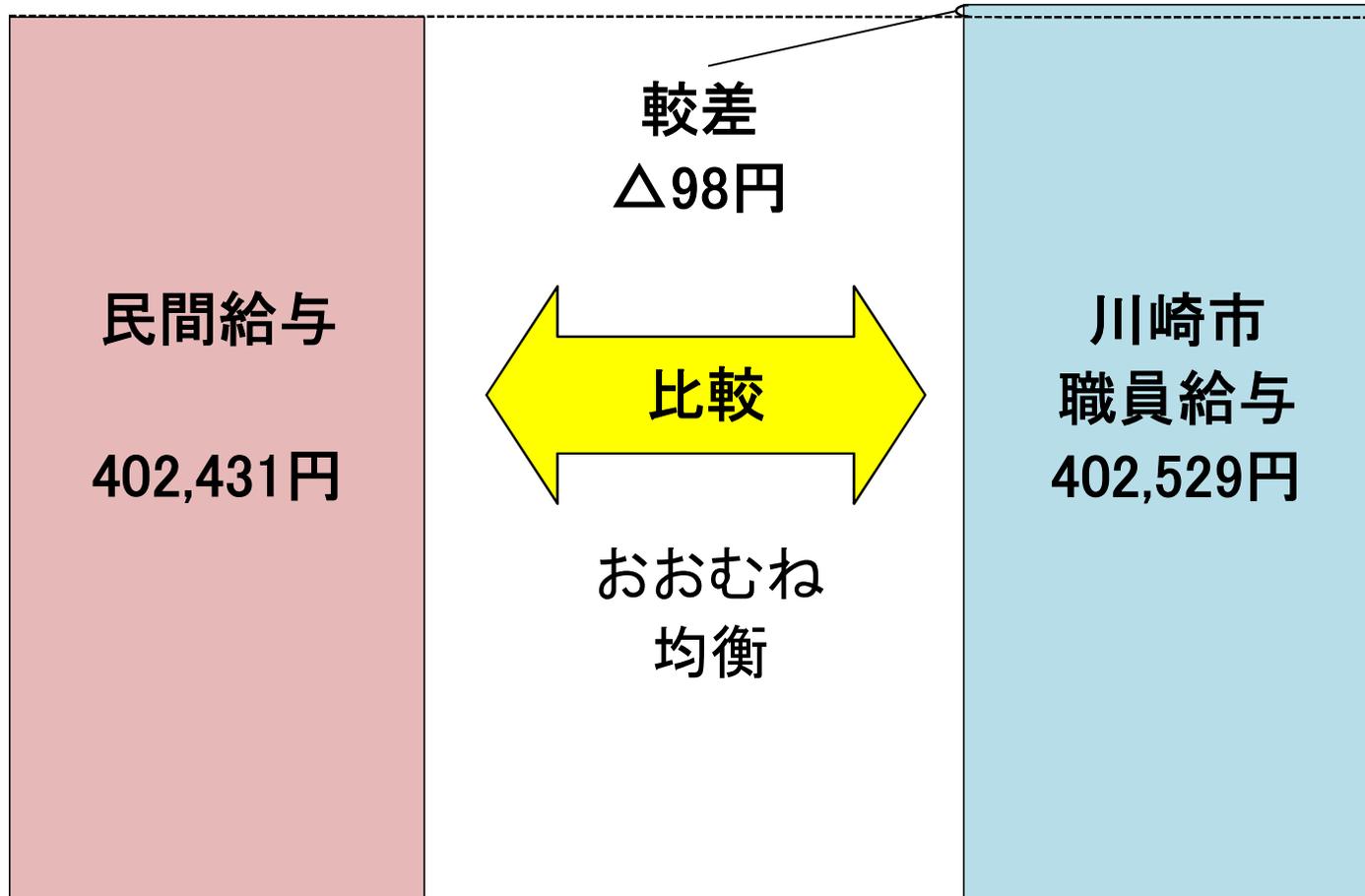
民間の支給割合(A)	市職員の支給割合(B)	較差(A)-(B)
3.97月	3.95月	0.02月

2 給与制度等の改正

本年は特になし。

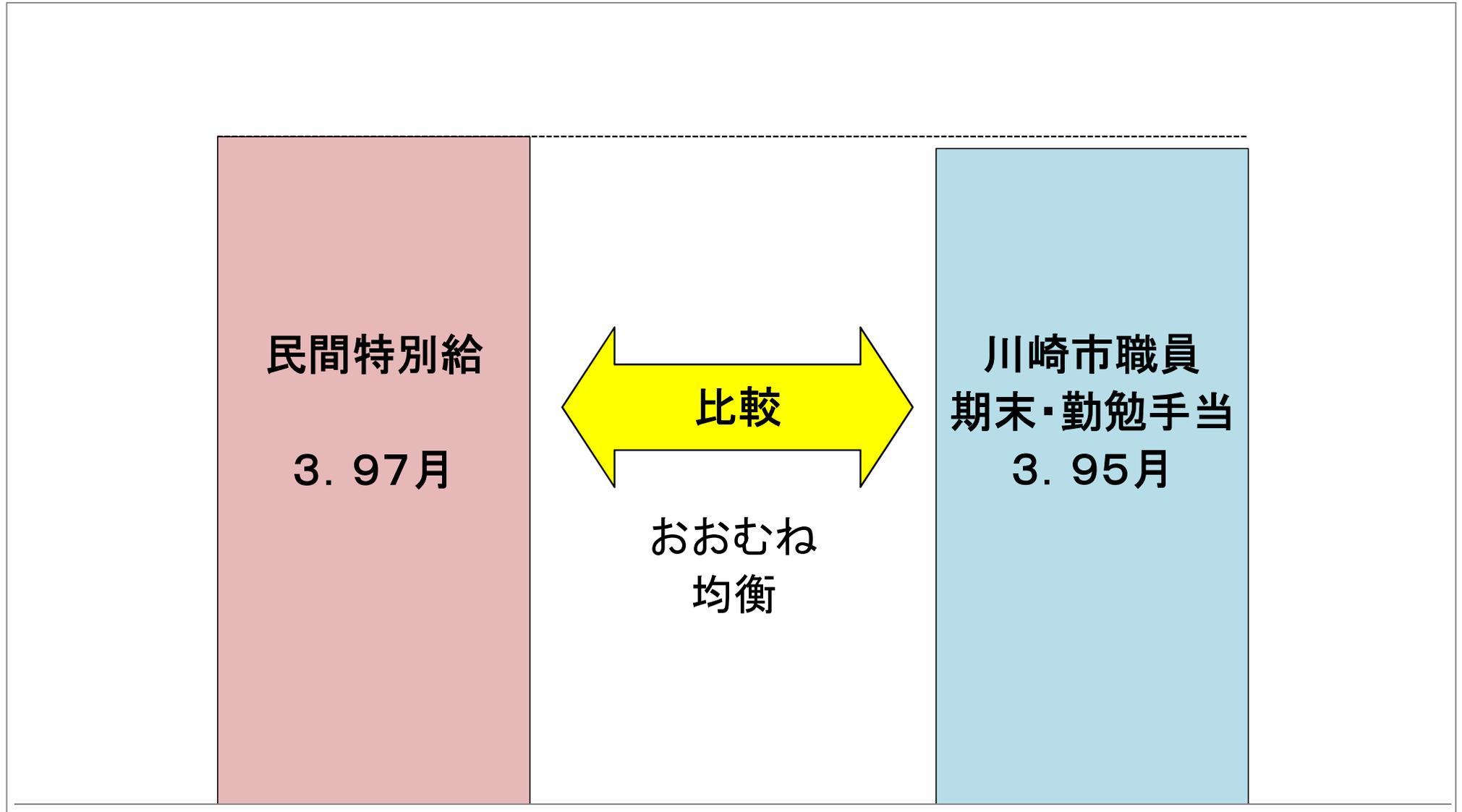
⑤ 民間給与との較差

川崎市職員給与については、4月時点で、民間給与を98円(0.02%)上回っているものの、おおむね均衡していることが判明した。



⑥ 民間の特別給との較差

期末・勤勉手当については、民間事業所の特別給(ボーナス)の支給割合(3.97月分)が、川崎市職員の期末・勤勉手当の支給月数(3.95月分)とおおむね均衡していることが判明した。



(注) 勧告月数は、国等と同様に、0.05月単位で決定しており、小数第2位を二捨三入・七捨八入するため、民間支給割合3.97月分の場合は、3.95月となる。

⑦ 最近の給与勧告の実施状況（行政職（1）関係）

平成16年から本年までの川崎市の給与勧告の状況は下表のとおりです。

川崎市職員の給与は、民間賃金が厳しい状況にあったことを反映して、平成19年を除き、月例給又は期末・勤勉手当の減額により年間給与の減少又は据置きが続いています。

勧告年次	月例給		期末・勤勉手当		行政職（1）職員の平均年間給与	
	改定率	改定額	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成16年	-	-	4.40月	-	-	-
平成17年	△0.39%	△1,671円	4.45月	0.05月	△6,000円	△0.09%
平成18年	△0.78%	△3,294円	4.45月	-	△54,000円	△0.78%
平成19年	0.09%	377円	4.50月	0.05月	27,000円	0.39%
平成20年	-	-	4.50月	-	-	-
平成21年	△0.19%	△784円	4.15月	△0.35月	△157,000円	△2.31%
平成22年	△0.17%	△706円	3.95月	△0.20月	△93,000円	△1.42%
平成23年	△0.20%	△813円	3.95月	-	△13,000円	△0.20%
平成24年	-	-	3.95月	-	-	-
平成25年	-	-	3.95月	-	-	-

（注）表中「-」で記載されている箇所は、その年に月例給又は期末・勤勉手当の改定がなかったことを表します。